

# 令和7年度 深浦町物価高騰対策 中小企業者支援給付金

物価高騰の影響により事業活動に支障が生じている町内事業者に対し、国の重点支援地方交付金を活用し、事業継続を支援するため、給付金を交付します。

下記に該当する方は、期限までに申請ください。

## ◆ 物価高騰対策給付金の内容

### (1) 対象となる要件

- ・ 深浦町内で事業を営む個人又は法人であること。
- ・ 令和8年1月31日現在において事業を行っており、給付金の受給後も事業活動を継続する意思があること。
- ・ 町税等に滞納がないこと。

### (2) 対象となる方及び給付金額

対象となる方	区分	給付金額
宿泊業者	ホテル・旅館営業	20万円
	簡易宿所営業	10万円
飲食業者		一律 10万円
建設業者等	法人事業者	10万円
	個人事業主	5万円
小売業等		一律 5万円
その他個人事業		一律 2万円



※対象業種等は裏面もご確認ください。

### (3) 申請方法

深浦町観光課まで申請書(関係書類を添付して)を提出してください。

### (4) 申込期間

**令和8年2月9日(月)から4月30日(木)まで**

※当日消印有効

※交付申請書は、深浦町ホームページでダウンロードできます。  
深浦町観光課・岩崎支所、大戸瀬支所窓口でもお受取りできます。

#### 【申込み・問合せ先】 深浦町 観光課

住所：〒038-2324 西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢84番地2  
時間：午前8時15分から午後5時00分まで(土日・祝日を除く)  
電話：74-4412(直通)

## 対象業種

①中小企業者(小規模事業者)

②対象業種

主な対象業種	対象外業種
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 製造業、卸売業、小売業、建設業、運送業、交通事業、宿泊業</li><li>・ サービス業（理美容、学習支援等）</li><li>・ 飲食業</li><li>・ その他個人事業（産直友の会会員、ガイド等）</li><li>・ その他対象外業種以外の業種</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 農業、畜産</li><li>・ 林業、漁業</li><li>・ 医療（薬局、施術所等）</li><li>・ 福祉（保育施設、老人福祉施設、障害者福祉施設、保護施設、婦人保護施設、児童福祉施設、その他の社会施設）</li><li>・ 一般公衆浴場</li><li>・ 金融業、保険業</li><li>・ 不動産貸付業、貸家業、駐車場業</li><li>・ 性風俗産業</li></ul> <p>※内職等の家内労働者、保険外交員、集金人、電力量計の検針員、これらに類するものや、太陽光発電事業、FXなど資産運用に類するもの</p>

③以下の項目に該当しないこと

- ・ 宗教、政治、経済、文化等の非営利事業及び団体(NPO法人は除く)、暴力団
- ・ 法人格を持たない任意団体

### 【支援金給付までの流れ】



4月30日（木）までに  
観光課へ提出